

## 防府観光物産協会補助金交付要綱

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市内で生産又は販売される物産(以下「市物産」という。)の紹介・宣伝・あっせん・展示等により情報の収集、販路の拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、もって防府市の観光事業の振興に寄与することを目的とした防府観光物産協会(以下「協会」という。)の実施する事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において、協会が行う事業の活動経費について、補助するものとする。

2 前項の規定による補助対象となる協会の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

市物産の紹介・宣伝・あっせん及び販路開拓事業

物産展・見本市・展示会等の開催及び参加事業

情報の収集提供事業

その他、協会の目的達成に必要な事業

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府観光物産協会補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

事業計画書

収支予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、防府観光物産協会補助金交付決定通知書(第2号様式)により協会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、防府観光物産協会補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付する。

（実績報告）

第6条 協会は補助金の交付を受けたときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第7条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。